

経友会会則

第1章 名称と目的

- 第1条** 本会は日本経済大学福岡キャンパス経友会と称し、本部を本学構内に置く。
- 第2条** 本会は、建学の精神に則り会員相互の親睦融和のもとに学園の充実、学生生活・学問文化の向上・発展に努力することを目的とする。
- 第3条** 本会は前条の目的を達成するために次の事業を行う。
- 1 学術・文化および体育の振興に関する事業
 - 2 福利厚生に関する事業
 - 3 その他目的達成に必要な事業

第2章 構成と会員の権利義務

- 第4条** 本会は次の会員をもって構成する。
- 1 正会員
 - 2 特別会員
- 正会員は本学の学生とし、特別会員は本学の専任教員とする。
- 第5条** 本会の会員は次の権利を有する。
- 1 本会の活動によって生ずる利益を享けること
 - 2 本会の各機関の選挙権・被選挙権（正会員のみ）
 - 3 学生大会に出席し、その議決に参加すること（正会員のみ）
 - 4 本会のあらゆる活動に参加し、意見を述べること（正会員のみ）
 - 5 各機関の記録文書を閲読すること
 - 6 特別会員は本会の部活動に参加し、合同協議会において意見を述べる権利を有する。
- 第6条** 会員は次の義務を負う。
- 1 正会員は経友会費を定期に納入すること
特別会員については、別途にこれを定める。
 - 2 本会機関の規定に従うこと

第3章 組 織

- 第7条** 本会に会長を置く。会長は学長がこれにあたり、本会の役員の内任命権を有するが、罷免権は有しない。但し不信任の時及び合同協議会で罷免を可とし、これを総務委員会が承認した時はこの限りでない。
- 第8条** 本会に副会長を置く。

副会長は特別会員のうちから会長が選任する。

副会長は、会長を補佐し会長に事故ある時は、会長の職務を代行する。

第9条 本会に次の機関を置く。

- 1 学生大会
- 2 総務委員会
- 3 代議員会
- 4 合同協議会

第10条 体育部会及び学術文化部会は、総務委員会に直結し、尚リーダー会議を置く。

第1節 学生大会

第11条 学生大会は、正会員をもって構成し最高の議決機関である。

第12条 学生大会は次の場合、総務委員会が招集しなければならない。

- 1 毎年度定期大会2回（5月・12月）
- 2 代議員の決議あるとき
- 3 正会員の4分の1以上が連署をもって要求したとき
- 4 総務委員長が必要と認めたとき

第13条 総務委員長は原則として、この会の5日前迄に本会召集の目的・日時、並びに場所を公示しなければならない。

第14条 学生大会は正会員の3分の1以上の出席により成立する。学生大会が成立しない場合、議長は学生集会として開催することができる。この場合には、正会員の6分の1以上の出席がなければならない。

第15条 学生大会の決議は出席数の過半数で成立し、可否同数の場合は議長の決するところによる。

第16条 大会の議長団は総務委員・代議員がこれにあたる。議長はそのつど総務委員が決定する。但し、大会議長には総務委員長・副委員長・代議員議長・副議長を除く。

第17条 次の事項は必ず学生大会で決議しなければならない。

- 1 予算・決算の決定承認
- 2 会費額の決定
- 3 本規約の改正・承認
- 4 代議員会・総務委員会の不信任
- 5 全正会員に重大な影響を及ぼす事項

第2節 代議員会

第18条 代議員会は、学生大会に次ぐ議決機関である。

第19条 代議員会は正会員相互により選任された12名の代議員をもってこれを構成する。

第 20 条 代議員の任期は 6 月 1 日より 1 ヶ年間とする。但し代議員会の解散後選出された代議員及び補欠選挙された代議員の任期は前任者の残任期間とする。

第 21 条 代議員は議長・副議長各 1 名及び書記 2 名、広報各学年 1 名を互選する。

第 22 条 代議員議長は次の場合代議員を召集する。

- 1 原則として毎月 1 回定期代議員会
- 2 総務委員会の要求があるとき
- 3 代議員の 3 分の 1 以上の要求があるとき
- 4 議長が必要と認めたとき
- 5 正会員が 4 分の 1 以上の連署をもって要求したとき

第 23 条 議長は代議員会召集の 3 日前に日時・場所及び目的を公示しなければならない。

第 24 条 代議員会は総数の過半数で成立する。

第 25 条 代議員会の議事は出席議員の 3 分の 2 以上で決議する。

第 26 条 代議員会は次の決議を行うことができる。

- 1 代議員の不信任決議
- 2 総務委員会の不信任案決議

第 27 条 代議員の出席は代理人をもってすることはできない。

第 28 条 正当な理由なくして 3 回代議員会に欠席した代議員に対しては、代議員会はこれを解任することができる。

第 29 条 代議員会が定足数に満たない場合、議長は 3 日以内に再度召集し、これが不成立の場合はこれに出席した代議員の 3 分の 2 以上の賛成を得て、議長は代議員会を解散する。但し、賛成無き場合は議長の決するところに依る。

第 30 条 代議員会解散後は第 19 条に依り更に新たな代議員を選出するものとする。

第 31 条 代議員会は、総務委員会との合議の上、正会員の意見を合同協議会に提議しなければならない。

第 3 節 総務委員会

第 32 条 総務委員会は本会の会務を執行し、各部を統率する最高の機関である。

第 33 条 ○総務委員会に正・副委員長、書記長、財務長各 1 名を置く。

○正・副委員長、書記長、財務長は選考規定により選出した者について会長が任命する。

○総務委員長は総務委員会を統轄し且つこれを代表する。

○副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故のあるときは、その職務を代行する。

○書記長は本会の庶務をつかさどる。

○財務長は本会の会計をつかさどる。

第 34 条 ○総務委員会は前条に定めるほか、企画・体育・文化及び渉外その他必要とする専門部門を置くことができる。

○前項の専門部門の担当の総務委員は前条の三役会議で推薦選出した者について会長が任命する。

第 35 条 総務委員会は次の職務にあたる。

- 1 学生大会の議決・代議員会と総務委員会との合意に基づく議決の処理執行
- 2 決算書の作成
- 3 その他本会の運営に必要な業務の企画執行

第 36 条 総務委員会は委員会を毎週 1 回召集する。但し必要と認めた時は随時これを召集することができる。

第 37 条 総務委員は代議員会で提案権・審議権を有するが、決議権は有しない。

第 38 条 総務委員会は総務委員の 3 分の 2 以上の出席をもって成立する。

第 39 条 総務委員会は次の決議を行うことができる。

- 1 総務委員の不信任決議（但し、三役会議に依る）
- 2 代議員会の不信任案決議

第 40 条 正当な理由なくして 3 回以上総務委員会に欠席した総務委員に対しては、総務委員会はその者を解任することができる。

第 41 条 総務委員会が解散した時は、10 日以内に第 33 条により再選挙する。

第 42 条 総務委員（三役）に欠員が生じた場合は、2 週間以内に補欠選挙をしなければならない。

第 43 条 総務委員の任期は 4 月 1 日より 1 ヶ年とする。

第 4 節 合 同 協 議 会

第 44 条 合同協議会は会長・副会長・各部部長その他特別会員・総務委員長・総務委員 8 名・代議員をもって構成する。

第 45 条 合同協議会は次の場合に会長が召集しなければならない。

- 1 毎年度定例会 3 回（4 月・7 月・12 月）
- 2 総務委員会の要求があったとき
- 3 特別会員の 3 分の 1 以上の連署による要求があったとき
- 4 会長が必要と認めたとき

第 56 条 学術・文化部会・体育部会は、総務委員会が統轄する。

第 57 条 リーダー会議の構成は、二部会（学術文化・体育）よりなり、各部の主将・マネージャーがそれぞれ構成員となる。

議長は学術文化・体育の総務委員がこれにあたる。

第 58 条 同好会はリーダー会議において、承認を得た後発足する。

- 1 同好会を結成する場合は、代表者が総務委員長に連絡し、総務委員長はリーダー会議を召集し、その目的、名称・幹事長名及び活動展開を検討の上決議する。
- 2 同好会に対する予算の配分は、基本的に行わない。

第 59 条 同好会の義務及び権利を次のとおりと定める。

- 1 各種の事務・処理については部と同等の義務を負う。
- 2 リーダー会議の決議に従わなければならない。
- 3 同好会の代表者はリーダー会議に出席することができる。但し、会議において提案権・審議権は有するが、決議権は有しない。

第 60 条 同好会の部昇格基準を次のとおりと定める。

- 1 10 名以上の会員をもって自主的・継続的活動を行い得る組織を有するものと認められるもの。
- 2 同好会として少なくとも 1 年間その活動を継続したものであること。
- 3 部昇格の議決は、総務委員会・代議員会・リーダー会議の三者合同委員会でなされ、かつ学生大会の承認を必要とする。
- 4 クラブ団体設立については、10 名以上の参加者を必要とする。
(経友会費予算配分は次年度からとする。)

第 61 条 部の義務を次のとおり定める。

- 1 総務委員会が定めた活動記録を総務委員会の要求がある時及び年度末に総務委員会に提出しなければならない。
- 2 各部は年度末に決算報告書を総務委員会・代議員会の双方に提出しなければならない。
- 3 各部の新年度の予算案・年度計画書は 4 月末日迄に総務委員会・代議員会の双方に提出しなければならない。
- 4 各部は校外活動その他における活動書をそのつど総務委員会に提出しなければならない。

第 62 条 部予算作成は、第 54 条による。

第 6 章 選挙及び退任

第 63 条 本会機関の選挙は、任期満了日の 1 週間前とし、選挙管理委員会がこれを管理する。

但し、不信任により退任した場合は、2週間以内に改選する。

第 64 条 選挙管理委員会は学生大会で互選された各学年 2 名・計 8 名の委員によって組織する。

第 65 条 選挙管理委員会の任期は 10 月 1 日より 1 ヶ年とし、任期中は退任を認めない。

第 66 条 本会機関は、次の場合退任する。

- 1 任期満了の時
- 2 学生大会で解任が決議された時
- 3 自ら辞任を申し出て受理された時

(但し、総務委員の全員が辞任した場合、新総務委員が選出され総務委員会が組織されるまでは、事務的処理を継続して行う。)

附 則 この改正会則は平成 28 年 4 月 1 日改め施行する。